議案第49号

小野加東加西環境施設事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定に基づき、小野加東加西環境施設事務組合規約の一部を別紙のように変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

加東市の旧滝野町域におけるごみ処理に関し、平成31年4月1日以降、小野加東加西環境施設事務組合において共同処理することに伴い、同組合の規約を変更する必要があるため。

小野加東加西環境施設事務組合規約の一部を改正する規約

小野加東加西環境施設事務組合規約(昭和62年兵庫県指令地第36号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第7条第2項を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び 組合議員のうちから各1人を選任する。

第7条第3項中「中」を「うち」に、「互選」を「選任」に改める。 第8条ただし書を削る。

第9条第2項ただし書を削る。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第3号及び第9条第2項第3号の規定の適用について、加東市における旧滝野町域の最近の年間ごみ搬入実績のない期間は、北播磨清掃事務組合での年間ごみ搬入実績によるものとする。
- 3 この規約の施行日前の償還済公債費に係る普通交付税相当額の取扱 いは、なお従前の例による。